

決議書及び要望書

令和4年6月
宮城県市長会

宮城県市長会 要望内容と提出先

要望事項	提出先	頁	内閣官房長官 （推進担当） （接種）	総務大臣	法務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	デジタル大臣	復興大臣	内閣府特命担当大臣 （地方創生）	内閣府特命担当大臣 （国土強靱化政策）	内閣府特命担当大臣 （国土強靱化政策）	内閣府特命担当大臣 （国土強靱化政策）
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	決議														○				
新型コロナウイルス感染症対策について			○	○		○	○	○	○	○								○	
公共事業関係費の確実な確保について	1										○								○
社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について	3			○		○	○	○							○				
森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	4			○					○				○						
国が委嘱する職の人財確保に向けた支援について	5			○	○			○											
地方自治体のデジタル化推進について	6			○										○		○			
地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について	7			○															
松島基地周辺対策の促進について	8												○						
自転車版自賠責保険制度の創設について	9										○								
地域医療の充実について	10			○		○		○											
生活困窮者自立支援法関係予算の充実について	13							○											
国民健康保険制度の改善強化について	14							○											
介護保険制度の充実について	16							○											
医療費助成制度の充実強化について	17							○											
医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について	18							○											
高齢運転者向け後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助について	19							○			○								
GIGAスクール構想実現に係る各種支援について	20						○												
学校施設の整備に係る財源の確保について	21						○												
特別支援教育の充実について	22						○												
稲作農家の経営安定化のための各種支援について	23								○										
強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	25								○										
国際ニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取り組みについて	26						○												
航空機燃料譲与税の交付額の拡充について	28										○								
水産都市における諸課題への対応について	29								○	○		○							○
被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための支援制度等の構築について	31										○								○
地域公共交通への支援の拡充について	32										○								
県内基幹交通網の整備について	33										○								
三陸沿岸部の道路交通網の整備について	35										○								
みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	36										○								
県央地域の交通網の整備について	37										○								
県南地域の交通網の整備について	38										○								
仙台塩釜港石巻港区の整備促進について	39										○								
水道事業に対する財政支援の拡充等について	40							○											
総合的な治水対策の推進について	41										○								○
都市再生整備計画に係る事業への支援措置の要件緩和について	42										○								

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

決 議 書

宮 城 県 市 長 会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 11 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成 23 年度～27 年度）」、「第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度～令和 2 年度）」の 10 年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、令和 3 年 3 月 9 日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和 3 年度～7 年度の 5 年間は「第 2 期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、国は、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、災害援護資金の償還については、自治体の国に対する履行期限を延長すること。また、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく償還免除について、自治体が償還免除を行った場合については、国も自治体の判断を尊重し、速やかに国貸付金の免除を行うこと。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災による PTSD を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和 4 年度以降も全額国費による支援を継続すること。

- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 農業集落排水事業の廃止に伴い滅失を行う施設について残存する債務の償還を免除する制度の創設を検討すること。
- (2) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (3) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を検討すること。
- (4) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、国が主体となって特段の措置を講じること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が8,000 Bq/kg以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理

に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、本県の県南地区に設置されている「鳥獣被害対策専門指導員」を県内全域に設置し、各自治体が一体となり行えるような広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能な減量化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS 処理水の対応については、海洋放出の方針について、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するとともに、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進めること。また、ALPS 処理水からトリチウムを分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進めること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和4年度以降も国の予算措置を継続すること。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症については、我が国でもワクチン接種等の対策が進められているものの、感染の収束は未だ見通せない状況にあり、国民生活に甚大な被害をもたらし続けている。

市民が日常生活を取り戻すためにも、医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要であり、市町村が果たすべき役割は重要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1)人口が集中する都市部においては、十分かつ迅速な接種機会確保のために要する経費が膨大なものとなることを踏まえ、必要な経費についてはその全額を国費で措置すること。
- (2)ワクチンの安定的な供給体制を確立し、各自治体の希望量を確実に確保すること。
- (3)自治体の実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (4)国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を通じて接種勧奨を図るとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。特に、追加接種における交接種の有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること。
- (5)被接種者が安心して小児接種を受けられることができるよう、使用するワクチンの有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供するとともに、その安定的な供給体制を確立し、各自治体の希望量を確実に確保すること。
- (6)ワクチン接種の副反応等による健康被害が生じた際の救済を、速やかに行うこと。

2. 医療提供・検査体制の充実・強化

- (1)感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- (2)新型コロナウイルスの院内感染リスクに関する過剰な報道により、医療機関が風評被害等により診療対応が不可能とならないよう、国は適正な報道のあり方について検討し、報道機関に対しコンプライアンスを遵守させること。

3. 医療資器材の確保等

(1) 安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材に不足が生じないように、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

(2) 救急搬送を担う救急隊等が使用するマスクや手指用消毒液、感染防止衣等の感染防止資器材については、これまで消防機関が調達し、隊員の感染防止策を講じてきたところであるが、感染拡大による対応の長期化に伴い、その経費が大きな負担となっていることから、国は、感染防止資器材等の必要な数量確保のための財源措置を講じること。

4. 医療機関への財政支援

(1) 感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、大幅な減収となってしまう。

よって、減収分の補填のため、以下の点について引き続き地域医療の実情に応じたさらなるきめ細やかな財政措置を講じること。

① 診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。

② 新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるにあたり、一般病床・療養病床を問わず、継続して病床を整備した時点に遡及して財源措置を行うこと。

③ 医療従事者への危険手当支給に対して財源措置を行うこと。

④ 診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。

⑤ 新型コロナウイルス感染症患者のアセスメント外来における、診療報酬の十分な増額を行うこと。

(2) 地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3) 医療機関でのクラスター発生もある中、帰国者接触者外来や診療検査機関の医療機関PCR検査センターに従事する医師等は、感染リスクを負いながら検査・診療に

あたっており、新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者となり自院を休業とした場合の利益損失は大きい。よって、新型コロナウイルス感染症抗原検査等実施に起因する新型コロナウイルス感染症罹患または濃厚接触者と判断された場合の自院休業補償について措置を講じること。

- (4) 介護が必要な高齢者を受け入れた場合、防護具を着用した状態で日常生活の介助を行う必要があり、看護師の負担は非常に大きいものがある。よって国は、ADL（日常生活動作）区分に基づく診療報酬上の評価を新たに措置するなど必要な財政措置を講じること。

5. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症の治療薬は開発承認されているものの、地域の医療機関の負担軽減のために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

6. 福祉支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険・介護保険の被保険者の収入減少等が見込まれる場合は、全額国費負担に基づく負担軽減策等の必要な措置を講じること。
- (2) 在宅介護家庭において、介護の担い手が新型コロナウイルスに感染した際の介護サービスについて、あらかじめ県が協力事業者を確保するなどサービス確保に努めるとともに、事例発生時に適切な対応を行うこと。
- (3) 医療従事者や介護サービス従事者に対する支援を講じる際は、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況でも、社会機能の維持に必要不可欠なものとして業務を続けている児童福祉施設、放課後児童クラブ等の職員に対しても、同様の支援及び財政措置を講じること。
- (4) 子育て世帯において、保護者が新型コロナウイルスに感染した際の対処について、児童相談所の機能を強化するなど体制の整備を進めるために必要な財政措置を講じること。

7. 地域経済・雇用対策

- (1) 経済的に大打撃を受ける観光業、飲食業、旅客運送業等の中小企業や個人事業主へ業の実施に当たっては、地方自治体や事業者等の現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計とすること。また、中小企業や個人事業主が、感染症

の影響を乗り越えるために行う前向きな投資や、感染症防止対策への支援を拡充するとともに、休業支援金をはじめとする国の雇用施策について、支援制度の柔軟な運用と事業主への指導の強化のほか、労働者への周知徹底を図ること。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」に該当し、地方自治体が家計・生活支援、事業主等への支援の観点から、住民・事業主に支給する給付金等について、所得税の非課税所得とすること。
- (3) 持続化給付金等、国が事業主及び労働者等の雇用維持への支援の観点から、助成する給付金等について、法人税等の非課税所得とすること。
- (4) 畜産経営のセーフティネットである肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）について、新型コロナウイルス感染症による影響が収束するまで、交付金による補填額を10割とし、全額国が負担すること。
- (5) 利用者の減少により影響を受けているバスやタクシー、地下鉄、離島航路などの地域公共交通事業者に対して、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。
- (6) 団体旅行や企画ツアーの激減の影響を受けている観光バス事業者に対し、アフターコロナを見据え、事業継続のための支援策を引き続き講じること。

8. 地方財源確保、自治体への財政措置

- (1) 地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種などの緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。特に、長期化も見据えた対応として、令和4年度以降についても継続的な財政措置を講じること。
- (3) 施設の利用キャンセルや利用自粛等が多数発生しており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治体への財政支援措置を講じること。
- (4) 新型コロナワクチン接種の進捗及び検査体制拡充後の情勢が不透明な中で、市民の生命と生活を守るとともに、地域経済が早期回復を果たすためには、今後も状況に応じた感染防止対策、事業者支援等が必要不可欠であることから、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるな

ど、柔軟かつ弾力的な運用を図ること。

9. その他

公平な課税等を行うため、国は各種給付金が課税所得とみなされる場合があることに鑑み、当該給付金については確定申告が必要であること等について、国民に対して一層の周知を図るとともに、給付金等の原資は税であることから、各種給付金の受給者情報については、市町村と共有するなどの措置を講じること。

要 望 書

宮 城 県 市 長 会

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざまに対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9,600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、今なお、多くの住民がかつての日常に戻れない生活を余儀なくされている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で決壊した河川が令和元年東日本台風により再び決壊しており、原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模にまで回復させ長期的・安定的に確保すること。
- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策としての用途を限定しない補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速

老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について別枠で予算を確保すること。

- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 越水・破堤した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ること。
- 6 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 予算概算決定等を公表する際に自治体への予算配分の目安を公表すること。
- 8 東日本大震災の復興期間終了後も長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保するとともに、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進を図る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進と通常予算とは別枠で必要な予算の確保を図ること。
- 9 流域治水の推進に当たって、確実かつ早期にハード対策を進捗させるとともに、ソフト対策、流域対策（雨水排水施設設備、宅地嵩上げ、田んぼダムなど）の実施に対する技術的・財政的な支援の拡充を図ること。

社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について

社会保障・税番号制度の導入及び運用に係る財政措置については、平成 26 年度から平成 28 年度までの措置として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が創設されたが、当該補助金は、対象システムや経費の範囲が限定されていたため、当該制度の影響により改修を余儀なくされたシステムであっても補助対象外となるケースや、自治体の規模、システムの類型別に上限額が設定されていたことにより所要額が補助限度額に収まらないケースが生じ、各自治体において多額の財政負担が生じている。

また、転入者の保育料算定に必要な前住所地の住民税情報の取得など円滑な事業遂行のため、子ども子育て支援システムの整備が必要となるが、社会保障・税番号制度への対応のためのシステム整備等が補助対象となっておらず、自治体に財政負担が生じている。

当該制度に係る情報連携は、毎年度データ標準レイアウトの改版を行うなど付随する各業務システムの整備も必要となっている。制度開始から 5 年以上経過した統合宛名システムの更新を行う必要があるが、統合宛名システムの整備は例年補助対象となっておらず、所管省庁によっては業務システムの整備補助金もないことが多くある。

さらに、情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ強化対策費補助金が措置されたところであるが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と同様に、所要額が補助限度額に収まらず、多額の財政負担が生じている。

よって、社会保障・税番号制度の運用及び情報セキュリティ対策の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会保障・税番号制度の運用に起因するシステム改修については、全額国庫補助とすること。
- 2 子ども子育て支援システムを社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象システムとし、平成 27 年度からのシステム改修等の経費に対して、各自治体の実情に応じた基準額で遡及適用すること。
- 3 情報セキュリティ対策については国の責任において万全の対策を講じ、自治体に新たな財政負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。
- 4 毎年発生するデータ標準レイアウト改版にかかる財源負担を行うこと。
- 5 財源負担については、特別地方交付税とせず、国庫負担金または補助金とすること。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて令和元年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を国勢調査の林業就業者数で、10分の3を国勢調査の人口で按分することとされた。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては前年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要がある。森林環境譲与税の効果が最大化されるよう私有林人工林面積、林業就業者に比重を置いた按分割合に見直しを行い、山間部等への配分を強化するよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

地方自治体のデジタル化推進について

令和3年5月19日、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置するデジタル庁設置法をはじめとしたデジタル改革関連法が公布され、同年9月1日にはデジタル庁が発足した。デジタル庁は、地方共通のデジタル基盤整備、マイナンバー等の業務を強力に推進するなど、デジタル社会の形成に資する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上する役割が期待されているところである。

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、地方自治体の政令で定める主要な業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行すること、その際には国が整備した「ガバメントクラウド」を利用することとされている。情報システムの標準化・共通化の実施においては、各地方自治体において標準仕様に合わせた大幅な業務の再構築（BPR）や業務執行体制の見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。加えて、システム間で情報連携する共通基盤システムや統合データベースなどの他の情報システムの改修や、各地方自治体の既存システムの更新のタイミングによっては、更新時期の見直し等による契約変更等が必要となり、追加的な人的・財政的な負担が生じることも考えられる。このことから、地方自治体が情報システムの標準化・共通化を円滑に実施していくためには、国による標準仕様の策定やガバメントクラウド整備の着実な実施と地方自治体への適時適切な情報提供、実施に係る地方自治体の負担への対策が不可欠である。

よって、地方自治体のデジタル化に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地方自治体が情報システムの標準化・共通化に伴う業務の再構築や業務執行体制の見直し等に十分な検討期間を確保し、標準仕様に準拠したシステムに円滑に移行できるよう、地方自治体に対し適時適切に情報提供を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく標準仕様の策定やガバメントクラウドの整備を着実に実施すること。
- 2 情報システムの対象とする業務の範囲や複雑さ、あるいはデータの保有量等に違いがあるなどの地方自治体それぞれの実情にも配慮しながら、標準仕様に準拠した新システムへの移行、新システムと連携するための既存システムの改修や更新時期見直し等により地方自治体に発生する人的・財政的な負担に対して、十分な支援を行うこと。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあっては、毎月自己負担が発生しており、平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、ひかりTVを利用している世帯に対する補助制度を確立すること。

松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災したものの、現在はブルーインパルスが帰還し通常訓練に戻るとともに、引き続き F2 戦闘機戦闘パイロットの最終訓練基地等として、国防の重要な任を担っている。

一方で、ブルーインパルスは市街地上空での訓練が避けられないとともに、F2 戦闘機の騒音等の状況から、基地周辺の土地の利活用上の制約等もあるなど、市勢発展にも一定の影響を及ぼしている。

基地の安定使用には、周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉及び良好な生活環境を確保するための施策実施を切実に願っているところである。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、施設活用の長寿化のための整備に資する改修対象経費の拡大、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する額を確保し、増額交付すること。

自転車版自賠償保険制度の創設について

近年、自転車利用者が加害者となる交通事故の損害賠償において、加害者側に高額な損害賠償命令が出される判例が全国で多発している。

このような中、国土交通省では、平成 31 年に「自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会」を設置し、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について、専門家から意見を聴取し、検討しているところである。しかしながら、各地方公共団体による損害賠償保険加入義務化の条例制定や情報提供による損害賠償保険等加入促進に留まっている。

よって、国はすべての自転車利用者の事故に備えるため、自動車と同様の自賠償保険加入制度を自転車購入時に義務付けるなど、自転車版自賠償保険制度の創設について要望する。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、国は地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。

また、平成 27 年度から地方交付税の算定の基礎が許可病床数から稼働病床数に変更されたが、緊急時のバックアップ機能を維持するため、許可病床数を算定の基礎とすること。

- 5 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師

を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。

6 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産科医等の医師を確実に配置すること。

7 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。

また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。

8 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用される。医師を初めとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題であり、その対策として、現在の医療体制を維持するにも人員増が必須となる。この状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

9 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。

10 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。

11 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。

- 12 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。
- 13 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 14 「地域医療構想」の実現に向け、再編・統合等の取組みを実施する自治体病院に対し、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施することとしているが、更に、「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う再編・ネットワーク化や経営形態の見直しを強力に推進する観点から、民間譲渡を行う場合の既往債の繰上償還に対する借換債の措置、不良債務等の解消や退職手当の財源に対する措置、病院事業債（特別分）の交付税措置の拡充など、必要な地方財政措置や支援策を創設・拡充すること。
- 15 医師会付属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。
- 16 第7次宮城県地域医療計画（地域医療構想）において回復期や慢性期病床の転換を求めているが、その後方として介護・在宅の充実が不可欠であることから、介護施設整備に要する財政措置、介護職員の勤務環境の改善を図ること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や、生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための「子どもの学習・生活支援事業」などの各種任意事業は、補助率が 3 分の 2 又は 2 分の 1 の補助事業となっている。

これらの事業は、国が 4 分の 3 を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。

また、住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、住居確保給付金の支給要件には非該当となる事例が見られる一方で、生活保護においては要保護者となる事例があり、令和 3 年 4 月 20 日の参議院厚生労働委員会においても同様の指摘がなされたところである。生活困窮者自立支援マニュアルにおいては、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、結果として生活保護が優先されている事例があり、住居確保給付金をより有効に機能させるためには、制度の見直しが必要である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 任意事業について、国庫補助率を 4 分の 3 に引き上げるとともに、継続して必要な予算措置を講じること。
- 2 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと。

国民健康保険制度の改善強化について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて被保険者に高齢者や低所得者が多く、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料(税)負担の増大等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっている。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等様々な取組みを進めており、平成 30 年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業を運営することとなったが、新たな運営体制においても、国民健康保険制度を堅持し、安定的かつ健全な運営を図るため、直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが求められる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、こうした改革が実現するまでの間、地方自治体における国民健康保険制度の安定的運営を図るため、国の定率負担引き上げにより、更なる公費負担の拡大を図る等の支援措置を講じるとともに、制度改正を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、震災からの復興状況、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立し、マイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを利用した資格の得喪処理を職権で行えるよう制度の改善を図ること。
- 4 世帯主が後期高齢者医療制度に移行することに伴い新たに国民健康保険被保険者となる被用者保険の被扶養者であった者及び非自発的失業者等に対する保険料(税)の軽減・減免措置に伴う財政負担については、全額財政措置を講じること。
- 5 特定健診・特定保健指導について、被保険者の健康寿命延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に積極的に取り組む市町村を十分に支援するなど、保険者が行う保健事業への支援を充実すること。

- 6 地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置を廃止すること。
- 7 各種制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 8 保険者努力支援制度及び財政安定化支援事業等に対する国庫負担の増額など、保険財政基盤強化措置を講じること。
- 9 保険料(税)の負担において、所得階層による負担率のひずみを是正するよう、制度の見直しを図ること。
- 10 規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たっては、財政が脆弱な国保保険者に新たな財政負担が生じないように、国による十分な財政支援を講じること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、国は、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、介護職員の処遇改善、介護人材の確保に向けて更なる措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成27年4月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払い方式となっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差のないよう少子化対策としての子どもの医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

医療・介護施設に係る財源措置及び医療・介護職員の確保について

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度問題に対応するため、医療や介護の提供体制を整え、地域における医療と介護の総合的確保が必要である。地域の中で安心して暮らし続けるためには、地域の医療と介護の提供体制が重要であるが、全国的に医療・介護従事者が不足しており、その確保については早急に対応が必要な課題となっている。

このような中、各自治体は介護職員確保のため独自の助成金制度や研修制度等の取組を実施しているが、若年人口の減少も相まって、介護・福祉関連の職種は極めて求人が難しく、介護施設が必要とする介護職員の確保には至っていない状況である。また、地域医療を担う医療施設及び医療従事者を継続的に確保するための対策を講じる必要がある。

よって、国は、医療・介護職員を確保し、地域社会における医療・介護の提供を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険サービスが必要な方々に対して適切に提供できるよう、現在実施されている介護職員の処遇改善等の更なる充実を図ること。特に高齢化及び人口減少が懸念される地域における介護職員の確保・定着に向け、その職員の養成施設の配置も含め、新たな措置を講じること。
- 2 地域医療計画に定める地域医療を担う医療施設の継続的な運営を財政的に支援するとともに、医師・看護師等の医療従事者の確保定着を図るための対策が行えるよう、財源措置を講じること。

高齢運転者向け後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助について

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、65歳以上の高齢運転者の事故の割合が高まっており、ハンドルの操作不適やペダルの踏み間違いを含む運転操作不適による事故が目立ってきている。

警察庁の令和3年上半期の調査結果によると特に75歳以上の自動車運転者によるペダルの踏み間違いによる死亡事故割合は9.8%に上り、75歳未満の1.4%に比べ7倍になっており、高齢運転者への安全対策や安全運転支援は喫緊の課題となっている。

そのため、国は平成29年に道路交通法を改正し、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務化し、70歳から74歳の高齢者については、講習を2時間受講することを義務化したところである。

また、安全運転支援の取り組みの一環として、65歳以上の高齢者に対し、安全サポート車の購入などの支援や後付けのペダルの踏み間違い急発進抑制装置を取り付けた際のサポカー補助金制度を導入したところであるが、これらの補助制度が令和2年3月9日から令和3年11月29日までの時限的な補助となっている。

地域によって、車は生活する上で欠かす事のできない移動手段となっていることから、高齢者のペダルの踏み間違いによる事故への安全運転支援対策が強く求められるところである。

よって、国においては、踏み間違いによる急発進防止をサポートするための「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」の普及を一層加速させるため、次の事項について取り組むことを要望する。

記

- 1 国は、令和4年度以降におけるサポカー補助金制度の継続復活について検討すること。

G I G Aスクール構想実現に係る各種支援について

文部科学省において「G I G Aスクール構想」事業が打ち出され、児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が行われた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる学校の臨時休業等を受け、児童・生徒の学びの場を早急に確保することはもちろんであるが、優良な学習環境の維持のためには、定期的な機器の更新は避けられないものと考えている。

しかし、現行の補助制度は、今回の整備に限るものとなっており、今後の更新費用については、具体的な対策が明らかになっていない。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 更新費用については、今後想定される老朽化、製品寿命等に起因する更新、増設も補助対象とするなど、各自治体が継続的に機器等の環境整備が実施できるよう、特段の財政措置を講じること。
- 2 通信料や保守料に代表される維持管理経費及び事故による端末の破損に係る保険料についても、地方交付税の算入等ではなく、新たな補助制度を創設する等、各自治体の財政負担の軽減が実感できるようなものとする。
- 3 「家庭学習のための通信機器整備支援」について、月々発生する通信料の軽減策として、補助制度の創設及び通信事業者への協力要請を講じること。
- 4 児童・生徒の年度間で生じる人数増加に対応するための新規整備に対して、学習環境の平等な提供を維持できるよう、特段の財政措置を講じること。

学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設設備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

特に、昨今、記録的な猛暑が続き、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学校施設への空調設備設置を早急に進めることが求められている。

そのような中、国では、平成 25 年度に国庫補助事業の改善として「長寿命化改良事業」を創設し、平成 30 年度第 1 次補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を設けたところである。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠な状況にある。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定における工事費が実勢の建築工事費用と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。
- 3 自治体が児童生徒の学習環境を早急に改善できるよう、リース方式により空調設備を設置した事業についても、補助対象とする財政措置を講じること。
- 4 空調設備設置後のランニングコストや、将来的に必要となってくる設備の更新について必要な財政措置を講じること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

加えて特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、国は、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

稲作農家の経営安定化のための各種支援について

主食用米については、人口減少に加えてコロナ禍における業務用需要の減少等から全国的に在庫量が増加しており、令和3年産米の生産者概算金については、大幅な引き下げがなされたところである。

このように需給状況の厳しさが強まる中で、需要減少に見合った作付転換が進まず、供給過剰になれば、一層の米価の下落が懸念されることから、今後の水田農業のあり方としては、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を継続したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や飼料用米などの生産を引き続き推進するとともに、大豆や露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めることで、需給と価格の安定に繋げていくことが必要である。

このような中、国は、昨年12月2日及び本年1月6日、都道府県や農業団体等を対象に、水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に関する全国会議を開催し、水田活用の直接支払交付金の見直しの方向について、説明を行ったところである。

国から示された見直し案は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間で一度も水張りが行われぬ農地は交付対象としない方針であることや、牧草については、収穫のみを行う年の助成単価の減額、飼料用米等の新たな複数年契約への加算の廃止を主な内容とするものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田を復田させることは困難な場合も多いことから、県内の農業者に戸惑いが広がっている。

今回の見直し案は、拙速すぎるものであり、とても対応できるものではないと考えるとともに、何より国の方針に従って転作を積極的に進めてきた農業者の営農継続への影響が危惧される場所である。

よって、国は、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。

- 2 食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、地域の実情に即した交付単価の設定、水田リノベーション事業、水田麦・大豆産地生産性向上事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。
- 3 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。
- 4 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
- 5 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。
- 6 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- 7 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、すべての農業者が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うこと。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシを初めとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で生産環境の整備や鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉(ジビエ)の放射能に係る出荷制限等の一部解除、及び豚熱の検査体制の強化に向け、関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

また、ILCの誘致実現により、世界最先端の研究を行う多くの人材の参集、国際学術研究都市の形成、被災地を含む東北全体での新産業創出及び技術革新のほか、科学技術分野での教育水準の向上等により世界に拓かれた地方創生の実現が期待されている。

このような中、令和2年2月20日には、文部科学省から「関心を持って米欧との意見交換を実施する。」とした政府見解が表明され、同年8月2日にはKEKをホストとするIDT（国際推進チーム）が設立された。

加えて、令和3年6月2日には、IDTから「ILC準備研究所提案書」が公表されたほか、国内の研究者コミュニティにおいては、ILC計画に主な課題の対応についてまとめられている。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は、同年7月29日に「国際リニアコライダー（ILC）に関する有識者会議」を再開し、令和4年1月20日までの計6回にわたり、ILC計画全体について、これまで指摘されている諸課題に対する進捗等のフォローアップなどに関する議論がなされ、そのまとめとして「ILC準備研究所段階への移行を支持できる状況にはなく、時期尚早と言わざるを得ない。」との見解が示されている。

これを受けて、KEKは、同年2月25日に「有識者会議の結論を受けたILCの進め方について」を公表し、「IDTと協力のもと、各国の研究機関と連携して、ILC準備研究所に代わって当面必要な加速器の開発研究を行う枠組みを設け、開発項目を再整理した上で、共同研究を行うことをICFAに提案する。」などの方針を示したところである。ILCの日本誘致は、科学技術創造立国の実現、地方創生、東日本大震災からの復興、成長戦略にも貢献するなど極めて重要な計画であり、よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 ILC計画を主導する立場として、各国との経費分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、ILCの確実な誘致実現を図ること。
- 2 ILC誘致実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取り組みの海外政府への情報発信を強化すること。

3 ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらには国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、国土強靱化、地方創生等の柱に位置付けること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年 7 月に民活空港運営法が施行され、平成 28 年 7 月に仙台空港において空港運営の民営化が実現した。これに伴い、民間の資金や経営能力を用いた滑走路及び空港ビルの一体的運営により、効率と収益性を高め、原則一律とされた着陸料も低廉化が図られるほか、就航路線の拡大、さらには東北全域の地域活性化が期待されるなど、官民を挙げた一層の利用促進策がとられることとなっている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、今般の仙台空港の運用時間 24 時間化などの機能拡充に伴い、就航便数の増による空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いられることが懸念される。

よって、国は、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の低迷に伴い、当該譲与税の大幅な減収が今後も続くことが予想されることから、継続的に空港周辺地域の環境整備を図るための財源を確保できるよう特段の財政措置を要望する。

水産都市における諸課題への対応について

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、主要水産都市は、水産業の振興に積極的に取り組んできたところである。

このような中、水産業を取り巻く状況は、海洋環境の変化等による漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足や長期に亘る消費量の減少などの諸要因に大きく影響され、一段と厳しい状況にあり、早急な対応が必要である。

全国の水産都市においては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、生産年齢人口が減少し、慢性的な労働力不足となっている。とりわけ、東日本大震災後、被災地では労働力の流出の影響が大きく、漁船漁業の分野においては、漁船乗組員の新規就業者の確保と離職率の抑制が課題となっている。また、水産加工業の分野においては、施設を再建しても稼働率が低迷するなど復興の足かせとなっており、技能実習生や特定技能の外国人材の安定的な受入が必須となっている。

水産加工品の原材料についても、世界的な需要増や国内水揚げ量の減少により原料の確保が困難になっていることに加えて、魚価高が継続している。加えて、海外からの輸入においては円安の影響を受けた場合、調達コストが高騰し、経営難に陥ることとなる。

また、このような中で、東日本大震災で被災した水産加工業者が自社施設の復旧のために受けた融資の据置期間終了による返済が水産加工業者の経営に大きな影響を与えている。資源の悪化や地球温暖化による海洋環境の変化などにより、我が国における漁業生産が長期連続的に減少し、水揚げが不安定化する中、産地魚市場の経営は厳しさを増している。加えて近年は食の安全・安心が求められ、また、国を挙げて農林水産物の輸出を推進している中、産地魚市場においては、一層の高度衛生管理への対応が求められている。これらの条件が卸売機関の経営圧迫の要因となってきており、その経営安定のための支援が必要となっている。

東日本大震災により災害から命を守るための多くの教訓を得たが、魚市場に上場、存置された魚介類への補償制度がないことから、津波による避難指示発令時において、魚市場関係者が迅速な避難行動をとる妨げになっている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 10 年が経過したが、今もなお水産物の風評被害が残っていることから、モニタリング調査や放射性物質検査を継続的に実施する必要がある。特に、ALPS（多核種除去設備等）処理水の海洋放出に当たっては、関係自治体や水産事業者の説明をした上で、理解を得ることが大前提である。

海洋プラスチックを含む海洋ごみについては、国際的な関心が高まっており、海洋生態

系の保全や水産資源の持続可能な利用を図っていく上で、対策が必要不可欠である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 遠洋・沖合漁業に従事する漁船乗組員の福利厚生及び新規就業者の確保に資するよう、低廉な定額料金による海上高速通信サービスの更なる高度化・普及に努めること。
- 2 世界的な水産物需要の増大により、加工用原料の確保が困難になっていることから、原料調達コストの高騰等により利益率が低下する場合に融資を受けやすくなるよう認定条件を見直すなど融資制度の充実を図ること。
- 3 水産資源の減少や販路回復の遅れなどにより、水産加工業者の本格的復興に予想以上の時間を要している中で、施設復旧のために受けた既存融資制度における返済猶予期間が終了しており、事業所の返済への柔軟な対応や新たな資金調達について実情に沿った支援策を講じること。
- 4 産地魚市場は、資源悪化や地球温暖化などにより取扱数量・金額が漸減傾向にある一方で、マーケットが求める高度衛生管理を維持するための運営コストの増加が課題となっていることから、高度衛生管理のための掛り増し経費に着目した卸売機関に対する新たな補助制度の創設や、海洋環境の変化等による不安定な水揚げが続く中、卸売機関の経営に対するセーフティネットをシステム化するなどの支援を講じること。
- 5 津波による避難指示発令時並びに津波襲来時において、関係者が安心して避難行動をとることができるよう、魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷、価値低下等に対する救済措置の創設を図ること。
- 6 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、水産物の風評被害が未だ残っていることから、モニタリング調査や放射性物質検査を継続的に実施し、国内外に向けて水産物の安全性を積極的に発信すること。特に、ALPS（多核種除去設備等）処理水の海洋放出に当たっては、隣県も含めた水産事業者の理解を得ることを前提とし、科学的根拠に基づくデータを示し、安全性が担保されていることについて、国内外に向けて情報発信を行い国民と諸外国の安心を確保すること。万一それらの対策を講じつつも、風評被害が生じた場合には、福島県以外も含め、被害の実態に見合った賠償を国の責任のもと迅速かつ適切に実施すること。
- 7 漁場機能の維持・回復に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充し、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等の持ち帰りやリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

被災した個々の宅地の迅速な安全確保と早期復旧のための 支援制度等の構築について

令和元年東日本台風による大雨や令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震等、近年頻発する自然災害においては大規模な災害のほか、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発した。

大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、台風による大雨や地震等での宅地被害において、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難な状況であった。

そのため、近年頻発する自然災害に備え、個々の宅地被害が発生した際、二次被害を防止し迅速な安全確保のため、所有者自らが行う応急対策工事と復旧工事のための支援制度を早期に構築することが必要である。併せて、老朽化した擁壁に対し、事前の対策を促しておくことで、防災・減災対策に繋がるものと考えている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自然災害により被害を受けた個々の宅地について所有者自らが行う応急対策工事や復旧工事のための、支援制度を構築すること。
- 2 自然災害に備えて所有者自らが行う事前対策工事のための、支援制度については、補助率の引上げなど財政措置の更なる拡充を図ること。

地域公共交通への支援の拡充について

住民バスについては、日常生活における必要不可欠な生活基盤であるものの、少子高齢化、人口減少の影響により利用率は年々減少傾向にある。

収支率向上のため、生産性の向上の取組を県、事業者と連携して実施しているが、その効果については限界があることから、持続可能な地域公共交通維持・拡充のため、地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の補助上限額の拡大、市町村運営有償運送についての財政支援拡充のほか、地域が運行する住民バスについて、人口減少による負担増に苦慮していることから、その維持のための支援制度の新設について要望する。

離島航路については、島民の唯一の交通手段であるが、本土に比べても高い人口減少率、高齢化に歯止めがかからない状況はもとより、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が著しく、非常に厳しい経営状況にある。

航路に対する補助については、事前内定方式の導入、標準単価の設定により補填率は減少傾向にあるほか、新造船の導入などにより欠損額の増額が避けられない状況にあるため、標準単価の見直し並びに補助率及び補助金予算枠の拡大について、強く要望する。

県内基幹交通網の整備について

国道4号は、東日本大震災時、東北縦貫自動車道やJR東北本線・東北新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として大きな役割を果たしたが、工業団地への企業進出等による慢性的な交通渋滞はもとより、冬季間にあつては降雪等に起因する東北縦貫自動車道の度重なる通行止めによる渋滞が生じており、当該路線の渋滞が円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害となっている。

また、道路法の改正が行われ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路の制度が創設され、平成31年4月に1次指定がなされたことにより、さらなる物流生産性の向上が期待されている。

東日本大震災において緊急輸送路として重要な役割を果たした国道47号は山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、防災機能を高めた整備が求められている。

地域高規格道路「石巻新庄道路」は、既に事業着手し一部完成供用されている新庄酒田道路と接続することにより、太平洋側の三陸復興国立公園と日本海側の最上川等の観光地を連絡する新たな広域観光圏の形成、石巻港と酒田港を連結する広域物流ネットワークの形成等、地域活性化へ大きく寄与する路線となる。また、災害時における広域的な緊急避難路や救援・救護道路としてより高い効果が期待できる重要な路線であり、沿線地域に住む者の「命の道」として、早期の実現が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、コロナ禍で大きく変化した社会情勢へ対応するためにも、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要な路線であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道4号の4車線拡幅の未事業区間（白石地区・大崎地区）については早期の事業化を図るとともに、事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- 2 緊急輸送路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘・視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道47号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。

- 3 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて着実に事業を推進するとともに、国道108号石巻河南道路については、早期整備を図ること。
- 4 東日本大震災により壊滅的な打撃を受けた三陸沿岸地域の復興と今後の防災対策として、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 5 東北地方新広域道路交通計画に位置付けられた道路から「重要物流道路」の追加指定を行い、機能強化や重点整備・支援を行うこと。
- 6 コロナ禍においても国土強靱化・地方創生に必要な施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたりダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われ、令和3年12月に完成したが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害や有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の事業促進及び、富谷ジャンクションのフル化に向けて早期に事業化すること。

県南地域の交通網の整備について

県南地域は、山形県、福島県と県境を接し、交通の要衝として、藩政時代より南の玄関口として栄えている。また、東北で唯一の国管理空港である仙台空港を有することから、本県のみならず、東北の玄関口としてその存在感は増している。しかしながら、日本海側での大規模災害による被災に対して、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路が脆弱である。

また、令和元年に発生した東日本台風では、県南地域の各地において、河川の氾濫や道路の寸断が発生し、住民生活に多大なる被害をもたらしたところである。したがって、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の整備の観点からも、県南地域の交通網の整備が求められているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送道路として、宮城県横断自動車道の整備を国の直轄事業として早急に取り組むこと。
- 2 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 3 台風等の大雨時に冠水が発生し、通行ができなくなってしまう江尻字谷津前地内、1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

仙台塩釜港石巻港区の整備促進について

仙台塩釜港石巻港区は、東北地方における紙、パルプ、木材、飼料等の生産・供給拠点であり、三陸自動車道路等を通じて本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

全国各地で少子化が叫ばれる中、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、安定した雇用の維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能を併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要である。

さらに、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであるが、新型コロナウイルス感染拡大によるクルーズ船の運航中止が相次ぎ、当地域への観光客は大幅に減少していることから、事態収束後には、特に大きな打撃を受けた観光産業を早期に復活させるため、これまで以上にクルーズ船の誘致活動を推進するとともに、受入環境の整備が必要である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社が更なる発展を遂げるため、港湾整備に必要な予算を確保すること。
- 2 雲雀野地区港内静穏度の更なる向上に向けた南防波堤の整備を推進すること。
- 3 大規模災害時の物資輸送機能など、緊急時に港湾が担う役割は重要であることから、防災拠点としての機能確保（耐震化）及び、今後の取扱貨物やクルーズ船需要の高まりに伴う岸壁利用の混在解消を目的として、雲雀野地区への新たな岸壁の整備を推進すること。
- 4 新型コロナウイルス収束後のインバウンド（クルーズ船）誘致に向けた支援を行うこと。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等が求められる一方、人口減少やコロナ禍の経済低迷により料金収入の増額が困難な状況の中、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。また、近年では、気候変動により災害が激甚化・頻発化していることから、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けられているが、老朽化した水道管路緊急改善事業を活用した国庫補助については、対象を基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的に困難な状況にある。

よって、国は、水道事業に対する国庫補助事業について、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とするとともに、補助率の嵩上げを実施し、また、補助対象を配水支管まで拡大するよう要望する。

総合的な治水対策の推進について

近年、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、全国各地で水災害が激甚化・頻発化している。本県においても、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

国の試算によれば、今後、気候変動による影響で降雨量が全国平均で 1.1 倍になると予想され、それにより洪水発生頻度は現在のおよそ 2 倍になると予想されている。

このような災害から住民の生命財産を守り、安全安心な生活が送れるようにするためにも堤防の強化や整備、ダムの堆積土砂の撤去等といった対策をより一層進め、今後、災害が発生しても河川の決壊や越水が生じないようにする必要がある。

また、河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となっている。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっているが、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にあることから、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを目的とした「流域治水関連法」が成立され、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むこととなった。

しかしながら、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違していることから、県による総合調整が強く求められているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 鳴瀬川及び吉田川堤防の強化・整備を図ること。
- 2 長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。
- 3 都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握することを求めると共に、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること
- 4 上記 3 及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。

都市再生整備計画に係る事業への支援措置の要件緩和について

地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりに対して国が総合的な支援を行う「都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）」は、地域の生活向上と経済活性化を図ることで都市の魅力を高める重要な取組であり、支援対象も幅広いことから、市町村においては実用的かつ有効的な制度である。

しかし、令和2年度から「立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村については、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、～中略～支援が受けられるもの」とされ、当該支援措置の要件として「立地適正化計画の策定」が盛り込まれた。

立地適正化計画の大きな目的のひとつである、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」に際し、既に限られた市域に都市機能が集約され、かつ、公共交通が充実している特性を活かした都市づくりを進めている自治体にとっては、立地適正化計画策定を要件とすることは、都市の魅力を高める本事業の取り組みの支障になると懸念される。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 引き続き都市再生を推進するために、「立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村」の定義を見直す等、都市再生整備計画に係る事業への支援措置の要件を緩和すること。